

1. 法定料金

(単位:円)

(1) 基本サービス料金

①施設利用料 多床室（2人・4人部屋）

要介護度	介護 単位数	基本 料金 (1日につき)	一割負担額		二割負担額		三割負担額	
			負担額	※1ヵ月あたり 負担額	負担額	※1ヵ月あたり 負担額	負担額	※1ヵ月あたり 負担額
要介護 1	589	6,420	642	19,902	1,284	39,804	1,926	59,706
要介護 2	659	7,183	719	22,289	1,437	44,547	2,155	66,805
要介護 3	732	7,978	798	24,738	1,596	49,476	2,393	74,183
要介護 4	802	8,741	875	27,125	1,749	54,219	2,623	81,313
要介護 5	871	9,493	950	29,450	1,899	58,869	2,848	88,288

※施設利用料については、所得に応じた減免措置制度があります。

②すべてのご利用者対象（職員配置により加算項目に変動があります）

加算項目	介護 単位数	基本 料金	内容	自己負担/日額		
				一割	二割	三割
初期加算	30	327	入所日から30日以内の期間で算定。 30日以上入院後の再入所も同様。	33	66	99
日常生活継続支援加算	36	392	重度者等の一定以上受入れを実施。	40	79	118
安全対策体制加算	20	218	組織的に安全対策を実施する体制を整備	21	43	65
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40	545	利用者の心身状況を厚生労働省に提出	54	109	163
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	239	介護福祉士を80%以上配置。	24	48	72
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28	305	夜勤職員の規定以上の配置。また、喀痰吸引 登録事業者で実施可能職員を配置。	31	61	92
看護体制加算Ⅰ	6	65	常勤看護師1名以上配置。	7	13	20
看護体制加算Ⅱ	13	141	看護師配置基準+1名以上を配置。 24時間の連絡体制。	15	29	43
精神科医師体制加算	5	54	精神科医師が月2回以上療養指導実施。	6	11	17
栄養マネジメント強化加算	11	119	管理栄養士が栄養マネジメントを実施。	12	24	36
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	130	常勤機能訓練指導員を1名以上配置。	13	26	39
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	109	介護ロボットやICT等の活用	11	22	33
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	32	個別の褥瘡ケア計画作成と褥瘡管理の実施。	4	7	10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	141	個別の褥瘡ケア計画作成と褥瘡管理の実施。	15	29	43
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	10	109	個別の褥瘡ケア計画作成と褥瘡管理の実施。	11	22	33
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の更なる処遇改善加算。算定単位数の1,000分の140の単位数。			法定料金	R6.6月より	

③対象ご利用者のみ

経口維持加算(Ⅰ)	400	4,360	医師の指示に基づき多職種で経口摂取の 維持計画作成と実施。(1月につき)	436	872	1,308
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,090	上記に加えて歯科医師、歯科衛生士等 が加わる。(1月につき)	109	218	327
療養食加算	8	87	食事提供が管理栄養士または栄養士によって 管理 利用者の年齢・心身の状況によって適切 な栄養量・内容の食事を提供	9	17	26
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	981	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が 月2回以上、口腔ケアを実施。(1月につき)	99	197	295
看取り介護体制加算Ⅰ	死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72単位を加算 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144単位を加算 死亡日以前2日又は3日 1日につき 680単位を加算 死亡日 1日につき 1280単位を加算			法定料金		
外泊時費用	246	2,681	入院または外泊の際、1月に6日を限度に算定。	269	537	805
退所時等相談援助加算等	自宅への退所時、相談等に応じます。			法定料金		

(2) 居住費・食費の負担額（介護保険対象外）

利用者負担段階	対象者		居住費/日額	食費/日額
			多床室	
第一段階	生活保護受給者		0	300
	高齢福祉年金受給者			
第二段階	市町村 税本人 非課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	430	390
第三段階(1)		課税年金収入80万円超120万以下 の方	430	650
第三段階(2)	市町村 税世帯 非課税	課税年金収入120万円超の方	430	1,360
第四段階	上記以外の方		915	2,045

食費2,045円の内訳:朝食 595円・昼食 725円・夕食 725円

2. その他サービス料金

(単位:円)

(1) サービス費用

サービス項目	サービス内容	単位	金額
日用品費	保湿液、歯ブラシ、口腔ブラシ、歯磨き粉等	1日	実費
ベッド確保料	入院等で居室を確保する場合 (ショートステイの方にご利用頂く期間は発生しません)	1日	2,000
電気代	居室に電化製品をお持込の場合	1製品1日	80
テレビレンタル	施設のテレビを居室でレンタルする場合	1日	100
理美容代	出張理容業者を利用の場合	1回	実費
医療費	内服薬代等		実費
クラブ活動費	入所者の選択により活動を行った際の材料費等	1回	実費
外食	入所者の選択により活動を行った際の食事料金等	1回	実費
バスハイク代	入所者の選択により活動を行った際の観覧費等	1回	実費
写真代	行事等で撮影した写真を印刷する場合	1枚(L版)	60
特別な食事の提供費	記念日等にご家族と一緒に特別なお食事を用意致します。		実費
趣味・嗜好品	ご本人のご希望で趣味・嗜好品を購入した場合		実費
嗜好食の提供費	ご希望により主食をパン食に変更して提供致します。	1食	60
死後の処置料	死後の処置を行った場合	1回	20,000
死後の処置セット代	死後の処置にかかる材料費	1セット	5,000

※その他、個別にご希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

(2) 文書料

サービス項目	単位	金額
死亡診断書料	1部	3,500
診断書料	1部	3,000以上
サービス記録の謄写	1枚	20

3. お支払方法

当該月の利用料は月末に精算し、翌月の中旬にご請求いたします。

上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業者、ご契約者が署名捺印又は記名捺印の上、各1部を保有します。

令和 年 月 日

事業者説明者

ご契約者住所

特別養護老人ホーム パール代官山

(ご利用者) 氏名

生活相談員 杉山武 武井健一郎

代理人住所

事業者

社会福祉法人 パール

(立会人、ご家族等)

氏名

理事長 新谷 弘子



契約者(利用者)とのご関係